

IASB、最終版のIFRS第9号「金融商品」を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年7月24日、最終版のIFRS第9号「金融商品」を公表した。本基準書は、現行のIFRS第9号「金融商品」(2009年、2010年及び2013年にそれぞれ公表済)における金融商品の分類及び測定に関する規定の一部を改訂し、また、金融資産の減損に関する新たな規定を導入している。本基準書の公表により、IASBは、IAS第39号「金融商品: 認識及び測定」を差し替える最終版のIFRS第9号「金融商品」を確定したことになる。

本基準書は、2018年1月1日以降に開始する事業年度より適用される。早期適用は認められる。なお、改訂前のIFRS第9号(2009年、2010年及び2013年にそれぞれ公表済)の早期適用は、改訂前の基準書の適用開始日が2015年2月1日より前である場合に限り認められ、2015年2月1日以降に早期適用する場合は、最終版のIFRS第9号が義務付けられる。



【最終版IFRS第9号の概要】

■ 分類及び測定

- 金融資産は、原則として、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVOCI)区分、または当期純利益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分のいずれかに分類される。
- 金融資産の分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づいて行われる。
- 金融負債は原則として償却原価区分に分類される。FVTPL区分に指定した金融負債について、発行者自身の信用リスクの変動に起因する公正価値変動は、その他の包括利益に認識される。

■ 減損に関する新たな規定

- IAS第39号における発生損失モデルに替えて、予想信用損失モデルが採用された。
- 予想信用損失モデルにおいては、金融資産の信用の質の変化に応じて、異なる測定方法に基づいて予想信用損失に係る引当金が測定される。
- 金融資産の信用が毀損している証拠の有無により、利息収益の算定方法が異なる。
- 売掛債権、契約資産及びリース債権については、信用の質の変化を考慮せず残存期間にわたる予想信用損失を認識する、簡素化アプローチを採用することが認められる。

【分類及び測定】

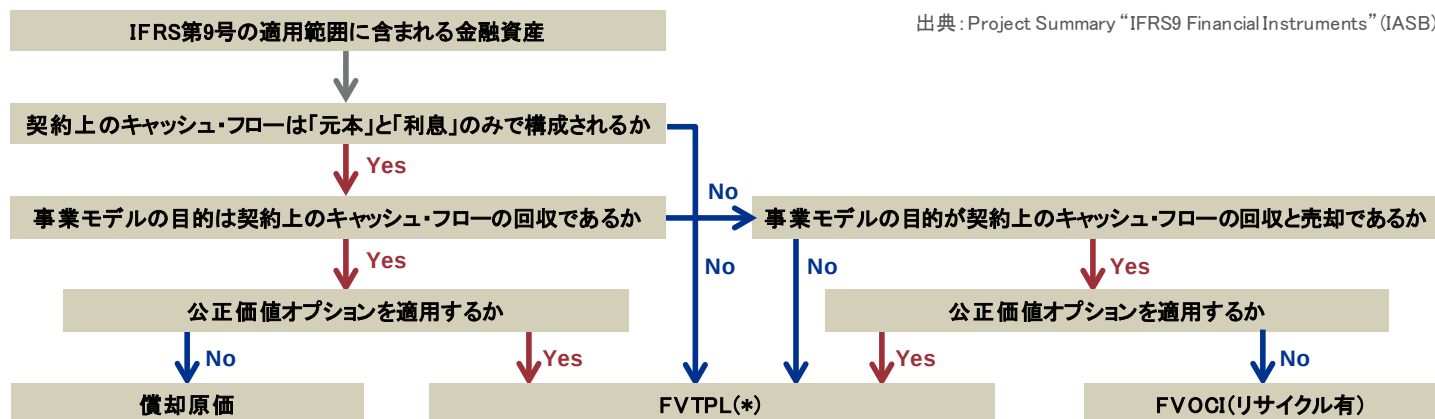
金融商品の分類及び測定に関する規定が複雑で適用が容易でないというIAS第39号の実務上の課題に対処するため、2009年に公表されたIFRS第9号では、金融資産は償却原価とFVTPLの2つの区分に分類されていた。今回公表された最終版のIFRS第9号では、一定の要件を満たす負債性金融商品である金融資産(例: 債券、貸付金)について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVOCI)区分が新たに導入された。また、最終版のIFRS第9号では、規定内容の部分的な改訂や、ガイダンスの追加による明確化が図られている。

金融資産の分類

最終版のIFRS第9号では、金融資産は、原則として、償却原価、FVOCI区分またはFVTPL区分のいずれかに分類される。次ページの図1は、最終版のIFRS第9号における金融資産の分類の概要を示している。

すべての金融資産は、原則として、(1)金融資産から生じるキャッシュ・フローの特性(キャッシュ・フロー要件)と(2)金融資産を管理するための事業モデル(事業モデル要件)に基づいて分類される。金融資産にデリバティブが組み込まれている場合でも、組込デリバティブは区分せず、組込デリバティブを含む金融資産全体について、これらの要件に基づいて分類する。

(図1) 金融資産の分類



(*) 資本性金融商品についてFVOCI指定可。ただし、FVOCI指定後に配当を除く実現損益を当期純利益に計上することはできない(リサイクル不可)

(1) キャッシュ・フロー要件

金融資産が償却原価またはFVOCI区分のいずれかに分類されるためには、契約に規定される金融資産からのキャッシュ・フローが、「元本」と「利息」のみから構成されなければならないという、キャッシュ・フロー要件を満たす必要がある。「元本」と「利息」は、それぞれ以下のように規定されている。

- 元本: 金融資産の当初認識時の公正価値
- 利息: 貨幣の時間価値及び特定の期間における元本残高に関する信用リスクの対価、基本的な貸付に係るリスク(例: 流動性リスク)やコスト(例: 事務コスト)、並びに利益マージン

契約書に元本と利息と明示されていたとしても、それらが必ずしも上記の定義を満たすわけではない。元本と利息の定義を満たすか否かについては、基本的な貸付契約(basic lending arrangement)からのリターンとの一貫性という観点での評価が必要となる。例えば、転換社債の利息は、転換権が付与されていることで発行体の株価を基礎数値とする受取オプション料相当額が減額されていると考えられるため、キャッシュ・フロー要件を満たさない(全体がFVTPL区分に分類される)。

また、例えば、金利が6ヶ月ごとに5年金利に更改されるような金融資産は、金利更改頻度と金利計算期間が整合していないため、貨幣の時間価値を完全には反映していない。最終版のIFRS第9号では、このような金融資産について、定性的または定量的な追加の評価が求められている。

さらに、早期償還条項や期限延長条項といったキャッシュ・フローの発生時期や金額を変更するような契約条項がある場合、原則として早期償還や期限延長等の条項が発効する前後において、どちらもキャッシュ・フロー要件を満たすことが必要となる。

この他、証券化商品や規制金利についても、キャッシュ・フロー要件の評価に係る追加ガイダンスが提供されている。

キャッシュ・フロー要件を満たす金融資産については、事業モデル要件が検討される。キャッシュ・フロー要件を満たさない金融資産(例: 株式、デリバティブ及び仕組商品)は、FVTPL区分に分類されることになる。

(2) 事業モデル要件

キャッシュ・フロー要件を満たす金融資産は、以下のとおり分類される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有される場合、償却原価に分類される
- 契約上のキャッシュ・フローを回収するため、及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有される場合、FVOCI区分に分類される
- 上記の事業モデルのいずれにも該当しない場合は、FVTPL区分に分類される

ここでいう事業モデルは、個々の金融商品の保有目的とは異なる。事業モデルとは、保有や売却を通じて、金融資産からのキャッシュ・フローを得るために、企業がその金融資産を他の金融資産と併せてどのように管理しているか、その事実を照らして決定される。したがって、事業モデルは、通常、契約単位ではなくポートフォリオ単位等の高いレベルで決定される。すなわち、事業モデルの決定は事実認定の問題であり、事業モデル及び事業モデルに基づいて保有される金融資産の業績評価やリスク管理の方法、管理者の報酬体系等を含む、すべての利用可能な情報に基づく判断が必要である。

なお、契約上のキャッシュ・フローの回収という償却原価の事業モデル要件を満たすために、必ずしもポートフォリオ内のすべての金融資産を満期まで保有しなければならないわけではない。ただし、過去の売却頻度、売却価値、時期及び売却理由や、今後の売却予定等を、事業モデルの評価にあたり考慮しなければならない。一般に、償却原価の事業モデルよりもFVOCI区分の事業モデルの方が、売却の頻度は多く、売却価値も大きいと考えられているが、明確な基準値はない。

(3) 金融資産の分類の例外

キャッシュ・フロー要件と事業モデル要件に基づく分類の例外として、IFRS第9号は、以下を認めている。

- トレーディング目的以外の資本性金融商品（例：株式）を、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分に指定することができる。ただし、当該区分に分類した場合には、配当を除く実現損益を当期純利益に計上することはできない。
- 会計上のミスマッチを解消または大幅に低減する場合に、本来償却原価またはFVOCI区分に分類される負債性金融商品を、FVTPL区分に指定することができる。

金融資産の測定

金融資産は当初認識時の分類に従い、償却原価または公正価値で測定されることになる。

なお、新たに導入されたFVOCI区分は、回収と売却の両方を目的とする事業モデル要件を満たす金融資産であるため、財政状態計算書には公正価値情報を表示し、包括利益計算書には、利息、為替差損益及び減損損失について、償却原価区分と同様の情報を純損益に表示した上で、これらを除いた公正価値の変動額をその他の包括利益に表示することになる。

金融負債の分類

最終版のIFRS第9号は、IAS第39号の金融負債の分類及び測定に関する規定を基本的に引き継いでいるが、後述するFVTPL区分に指定した金融負債の公正価値変動の表示方法を変更している。

金融負債の分類について、金融資産と明確に異なる点は、金融負債にデリバティブが組み込まれている場合に、一定の要件に基づき組込デリバティブの区分処理が要求される点である。また、金融負債はデリバティブやFVTPL区分に指定される商品を除き、原則として償却原価区分に分類される。

なお、FVTPL区分に指定した金融負債の公正価値の変動のうち、発行者自身の信用リスクの変動に起因する変動は、原則としてその他の包括利益に計上することになる。

【減損に関する新たな規定】

目的及び適用範囲

減損に関する改訂の目的は、IAS第39号における問題点を改善し、財務諸表利用者が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の評価を行う際に有用な情報を提供することになる予想信用損失の認識、測定、表示及び開示に関する原則を確立することである。最終版のIFRS第9号では、損失事象を減損損失認識のトリガーとせず、将来に関する情報を考慮して予想信用損失を見積ることで信用リスクの変化を直ちに引当額に反映するため、IAS第39号よりも早く損失が認識されることが期待される。

最終版のIFRS第9号は、以下の項目に適用される。

- 償却原価で測定される金融資産
- FVOCI区分に分類されることが強制される金融資産
- ローン・コミットメント（FVTPLで測定されるものを除く）
- IFRS第9号が適用される金融保証契約（FVTPLで測定されるものを除く）
- IAS第17号「リース」の適用範囲に含まれる取引から生じるリース債権
- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」においてIFRS第9号の減損規定に従うこととされている売掛債権及び契約資産

信用損失の認識

信用損失は、当初認識後の金融商品の信用の質の変化の程度に応じて異なる測定方法を用いて算定される。金融資産を認識すると同時に予想信用損失は計上され、その後の信用状況の変動は見積りの変更として直ちに当期純利益に計上されることになる。償却原価で測定される資産、契約資産及びリース債権、ローン・コミットメントまたは金融保証の信用状況の変動は、予想信用損失に係る引当金の変動として示される。FVOCIで測定される負債性金融商品である金融資産については、予想信用損失に係る引当金はその他の包括利益に認識され、帳簿価額は減額してはならない。

当初認識後は、報告日において、金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加していない場合（ステージ1）には、「12ヶ月の予想信用損失」が、その金融商品に係る予想信用損失として測定される。他方、報告日において、金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加している場合（ステージ2またはステージ3）には、「残存期間にわたる予想信用損失」が、その金融商品に係る予想信用損失として測定される。

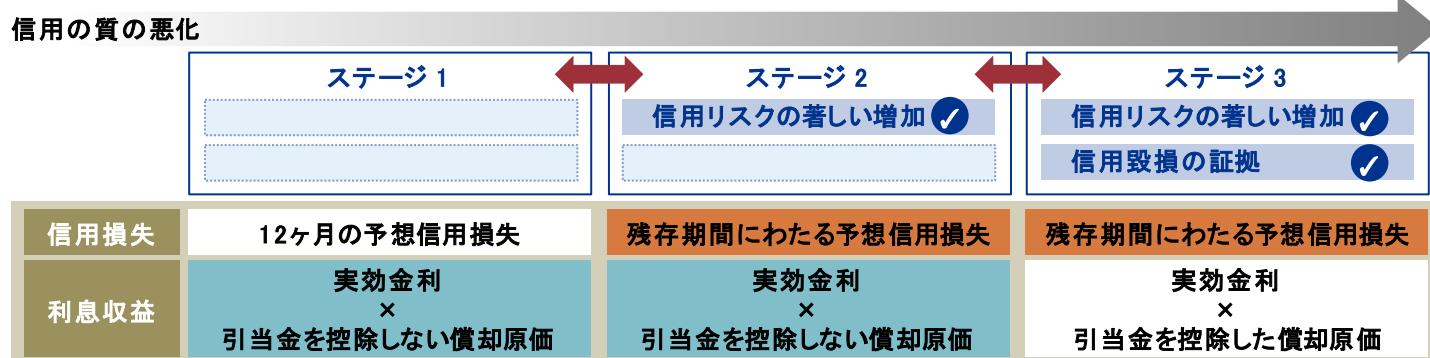
金融商品の信用リスクが当初認識時より著しく増加しているか否かの評価には、予想信用損失額の変動ではなく、金融商品の不履行が生じるリスク（risk of a default occurring）の当初認識時からの変動が用いられる。不履行が生じるリスクの変動が重要であるか否かは当初認識時の信用の質によって異なるため、最終版のIFRS第9

号は「著しく」を定義してはならず、企業の判断が要求されることになる。「不履行」の定義については、各企業のリスク管理におけるデフォルト定義と整合させるものの、90日延滞に達した場合はその定義に該当していなくとも「不履行」とみなす、反証可能な前提が置かれている。

信用リスクの著しい増加の評価においては、過度なコスト及び労力を要せずに入手可能な、将来に関する情報を含めた合理的かつ裏付け可能な情報に基づき、様々な要因を包括的に評価する。

合理的かつ裏付け可能な将来に関する情報を入手するのに過度なコスト及び労力を要する場合は、延滞情報を用いることができる。

(図2) 減損規定の概要



予想信用損失の見積り

ステージ1の金融商品については、「12ヶ月の予想信用損失」が測定される。「12ヶ月の予想信用損失」とは、「残存期間にわたる予想信用損失」の一部であり、報告日から12ヶ月以内に発生する可能性のある不履行事象(default event)によって生じる予想信用損失をいう。

ステージ2またはステージ3の金融商品については、「残存期間にわたる予想信用損失」が測定される。「残存期間にわたる予想信用損失」とは、金融商品の残存期間にわたり発生する可能性のある、すべての不履行事象によって生じる予想信用損失をいう。

予想信用損失の見積りには、以下の事項を反映しなければならない。

- 起こりうる結果を評価することにより決定した、偏りがない、発生確率で加重平均した金額
- 貨幣の時間価値(予想信用損失は、実効金利またはその近似値で割り引かれる)
- 過去の事象、現在の状況、及び将来の経済状況に関する、合理的で裏付け可能な情報。これらの情報については、過度なコスト及び労力を要せずに入手可能なものを考慮する

バーゼル等規制モデルのインプットは、会計上の予想信用損失の算定の基礎となりうるが、その算定結果は調整が必要と考えられる。

契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増加しているとする反証可能な規定を用いて、著しい信用リスクの増加を評価することができる。

また、信用の質の悪化の評価に伴う複雑性を低減させるために、報告日における金融商品の信用リスクが低い場合(例えば、貸付金の内部の信用格付けが外部の信用格付けの「投資適格(investment grade)」と同等である場合には、その貸付金の信用リスクは低いと考えられる)、金融商品の信用リスクが当初認識時より著しく増加していないとみなす容認規定が導入されている。

信用が毀損している購入または自社組成金融資産

「信用が毀損している購入または自社組成金融資産」とは、当初認識時に、見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼすような事象が発生している、すなわち、信用が毀損している証拠が存在する、購入または自社組成金融資産であると定義される。これらの金融資産の減損の会計処理は、報告日において、「残存期間にわたる予想信用損失」の当初認識後の変動累計額を、予想信用損失に係る引当金に計上する。

利息収益

利息収益は実効金利法で算定されるが、詳細な計算方法は、以下に記載した区分ごとに異なる。

- 「信用が毀損している購入または自社組成金融資産」
⇒ 信用リスクを調整した実効金利 × 金融資産の償却原価¹
- ステージ3の金融資産
⇒ 実効金利 × 金融資産の償却原価
- 上記2つに該当しないその他のすべての金融資産(ステージ1及びステージ2の金融資産)
⇒ 実効金利 × 金融資産のグロスの帳簿価額²

包括利益計算書上、利息収益は個別の項目として表示される。さらに、減損損益も区分掲記される。

¹ 予想信用損失に係る引当金を控除した償却原価。
² 予想信用損失に係る引当金を控除しない償却原価。

売掛債権、契約資産及びリース債権に関する簡素化アプローチ

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が適用される取引から生じる売掛債権または契約資産について、以下のいずれかに該当する場合、信用の質の悪化の程度を評価することなく、「残存期間にわたる予想信用損失」を予想信用損失に係る引当金に計上することができる(簡素化アプローチ)。

- IFRS第15号に規定される重要な財務要素が含まれない
- IFRS第15号に規定される重要な財務要素が含まれ、企業が、「残存期間にわたる予想信用損失」を予想信用損失に係る引当金に計上することを会計方針として決定した場合

また、リース債権については、「残存期間にわたる予想信用損失」を予想信用損失に係る引当金に計上することを、会計方針として決定することができる。

開示

企業は、財務諸表利用者が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするために、次の開示が要求される。

- 信用リスク管理実務に関する情報及びその実務がどのように予想信用損失の認識及び測定と関連しているか(予想信用損失の測定方法、インプット及び仮定を含む)
- 予想信用損失に関連する定量的情報及び定性的情報(予想信用損失の変動、変動の理由)
- 信用リスク・エクスポージャー(金融資産及び信用を供与するコミットメントに固有の信用リスク)及び、重大な信用リスクの集中に関する情報

簡素化アプローチを適用し、残存期間にわたる予想信用損失に係る引当金を認識する売掛債権、契約資産またはリース債権については、一部の開示が不要とされる。

【適用日及び移行措置】

最終版のIFRS第9号は2018年1月1日以降に開始する事業年度から将来に向かって適用される。早期適用も認められる。

改訂前のIFRS第9号(2009年、2010年及び2013年に公表された各バージョン)の早期適用は、改訂前の基準書の適用開始日が2015年2月1日より前である場合に限り認められる。

ただし、すでに改訂前のIFRS第9号を早期適用している企業については、本基準書の強制適用日である2018年1月1日までは改訂前のIFRS第9号を引き続き適用できる。

IFRS第9号は、規定についてIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを求めているが、主に次のような移行措置を規定している。

- 分類及び測定
 - 事業モデルは、本規定の適用開始日の事実と状況に基づいて判定されなければならない。
 - キャッシュ・フロー要件は、金融商品の当初認識時の事実と状況に基づき、判定されなければならないが、それが実務上不可能である場合は、本規定の適用開始日の事実と状況に基づき判定される。
- 減損
 - 信用リスクの著しい増加の有無の評価に過度なコストまたは労力を要する場合には、予想信用損失に係る引当金は、その金融商品の認識が中止されるまで、各報告日における「残存期間にわたる予想信用損失」が認識される。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

KPMGは、最終版IFRS第9号「金融商品一分類及び測定の限定的改訂並びに減損」の概要を詳しく説明する「First Impressions」を作成中です。あずさ監査法人では、発行後この原文及び和訳をIFRSサイトに掲載する予定です。